

## 【 火災予防に関する周知事項 】

### ● ガソリンの火災危険性に関する周知事項

ガソリンは引火点が約-40度と低く、可燃性蒸気が床面に沿って広範囲に拡大する特性を有することから、タンクや金属製容器等の開口部が開いていたりガソリンが漏洩したりすると、当該場所から離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があります。

### ● 金属製容器の保管時の注意事項

ガソリンは、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵や取扱いを実施すること。その場合、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。



### ● ガソリンを注油（給油）する際の注意事項

- ① ガソリンの漏れや溢れが起きると容易に火災に至る危険性があることから、漏れや溢れが生じないように細心の注意を払うとともに開口前のエア抜き等（圧力調整弁の操作等）、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱うこと。また発電機の稼働中には絶対に注油しないこと。
- ② 特に夏季においては、ガソリンの温度が上がってガソリンの蒸気圧が高くなる可能性があることから、その取扱いにあたっては、吹きこぼしが起こらないように注意すること。

### ● 火気器具を使用する屋台等に関する留意事項

- ① 屋台等でガスこんろ等を使用する場合は、LPG容器とガス燃焼機器との間に、できるだけ距離を置くこと。また、適切な距離が取れないときは、遮熱措置を取ること。
- ② ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。
- ③ LPG容器（ボンベ等）を使用する場合は、直射日光の当たらない通気

性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖や紐等で固定すること。また、横置きは絶対にしないこと。

- ④ ガス燃焼器具等に風除け等を設けるときは、可燃性（木製合板等）のものとし、不燃性のもので、やむを得ない場合は、適切な距離（ガスこんろの場合15cm）を置くこと。
- ⑤ 使用しないガスコックの口には、安全蓋等を付けること。
- ⑥ カセットこんろを使用する際は、複数台並べた上に大鍋や鉄板を乗せた状態での使用やこんろを覆う大鍋の使用は、カセットボンベが過熱し爆発する危険性があるので絶対にしないこと。
- ⑦ 消火器の準備と使用方法を確認すること。



## 【 その他必要な事項 】

### ● 避難通路等の確保について

- ① 各ブース間の通路など、避難経路には物品を置かない。
- ② 避難の経路となる部分及び消火準備物品（消火器・消火栓等）の周辺は常に整理・整頓し、使用を妨げる物品等を置かず、避難及び消火活動の支障にならないよう、定期的に巡視確認する。

### ● 火気管理について

各ブースで責任者を定め、裸火・喫煙等の火気管理に関する業務の実施について、それぞれ必要な事項を定めさせ、確実に行わせる。

### ● 危険物について

危険物を使用する器具等にあつては、事前整備や定期的な点検等を行い、防火担当者等と協力して火災予防に努める。